

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.087

処 分 名	建築物省エネ法 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書
処 分 の 概 要	建築物エネルギー消費性能基準適合性判定を受けた建築物について、軽微な変更があった場合は、建築主の申請に対し、建築物エネルギー消費性能確保計画についての軽微変更該当証明書の交付を行うものです。
根拠法令等・条項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 （平成 28 年国土交通省令第 5 号） 第 11 条
審 査 基 準	建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号）の基準によるものとします。
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク先（関連）： http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/shoeneho.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

**■建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
(軽微な変更に関する証明書の交付)**

第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。